

楽天ブロードバンドauひかりサービス利用規約

2019年7月1日

楽天モバイル株式会社

目次

第1章 総則	3
第1条 (規約の適用)	3
第2条 (規約の変更)	3
第3条 (用語の定義)	3
第2章 F T T Hサービスの種類等	4
第4条 (F T T Hサービスの種類)	4
第5条 (F T T Hサービスの提供区間等)	4
第6条 (F T T H接続回線の終端)	5
第7条 (F T T H接続回線の一時中断)	5
第8条 (F T T H接続回線の収容)	5
第9条 (F T T Hサービスの技術情報の閲覧)	5
第3章 インターネット契約	5
第10条 (インターネットサービスの品目)	5
第11条 (契約の単位)	5
第12条 (インターネット契約申込の方法)	6
第13条 (インターネット契約申込の承諾)	6
第14条 (インターネット契約に基づく権利の譲渡禁止)	6
第15条 (インターネット契約者が行う契約の解約)	7
第16条 (破産等によるインターネット契約の解除)	7
第17条 (当社が行うインターネット契約の解除)	7
第18条 (その他提供条件)	7
第4章 付加サービス等	7
第19条 (付加サービス等の提供)	8
第5章 利用の中止等	8
第20条 (F T T Hサービスの利用中止)	8
第21条 (F T T Hサービスの利用停止)	8
第22条 (F T T Hサービスの接続休止)	9
第23条 (通信利用の制限等)	9
第6章 料金等	10
第24条 (料金等及び工事費等に関する費用)	10
第25条 (定額料の支払義務)	11
第26条 (手続に関する料金及び工事費の支払義務)	12
第27条 (料金の計算方法等)	12
第28条 (割増金)	12

第 29 条 (延滞利息)	12
第 30 条 (特定事業者に係る債権の譲受等)	13
第 31 条 (債権譲渡)	13
第 7 章 保守.....	13
第 32 条 (契約者の維持責任)	13
第 33 条 (契約者の切分責任)	13
第 34 条 (修理又は復旧の順位)	14
第 8 章 損害賠償	14
第 35 条 (責任の制限)	14
第 36 条 (免責)	15
第 9 章 雑 則.....	15
第 37 条 (承諾の限界)	15
第 38 条 (契約者の義務)	16
第 39 条 (特定事業者からの通知)	16
第 40 条 (契約者情報の取扱い)	16
第 41 条 (法令に関する規定)	17
第 42 条 (管轄裁判所)	17
第 43 条 (閲覧)	17
第 44 条 (会社名等の取扱い)	17
第 45 条 (反社会的勢力の排除)	18
別記	18
附則	23

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 楽天モバイル株式会社（以下、「当社」といいます。）は、この利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりF T T Hサービスを提供します。

(規約の変更)

第2条 当社は、本規約(第4条で定める楽天ブロードバンドauひかり料金表を含みます、以下本規約について同じとします。)を契約者の承諾を得ること無く変更することがあります。この場合、当社サービスの提供条件は変更後の規約によります。

(用語の定義)

第3条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して契約者の通信を媒介すること、その他電気通信設備を契約者の通信の使用に供すること
3 F T T H網	主として、データ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送交換を行うために特定事業者が設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 F T T Hサービス	特定事業者のF T T H網を利用して行う電気通信サービス
5 F T T Hサービス取扱所	F T T Hサービスに関する業務を行う当社の事業所（電話及びオンラインサインアップによる方法（当社が別に指定するオンラインショップ等を含みます。))
6 F T T H接続回線	1) F T T H網とインターネット契約の申込者が指定する場所との間に当社が設置する電気通信回線 2) F T T H網とインターネット用契約の申込者が指定する場所との間に特定協定事業者が設置する当社が別に定める電気通信回線
7 取扱所交換設備	電気通信回線を収容するためにF T T Hサービス取扱所に設置される交換設備

8 インターネット契約	インターネットサービスの提供を受けるための契約
9 インターネット契約者	当社とインターネット契約を締結している者
10 契約者	当社と契約を締結している者で、当社のホームページでは会員という場合があります
11 特定事業者	KDD I 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社
12 特定協定事業者	特定事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
13 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
14 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
15 自営電気通信設備	契約者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
16 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 F T T Hサービスの種類等

(F T T Hサービスの種類)

第4条 F T T Hサービスには次の種類があります。

種類	内容
インターネットサービス	F T T Hサービスを利用して行うインターネットサービス

- 2 当社は、インターネットサービスの料金プラン等を楽天ブロードバンド au ひかり料金表 (<http://broadband.rakuten.co.jp/support/policy.html> 以下、「料金表」といいます。) に定めます。

(F T T Hサービスの提供区間等)

第5条 当社のF T T Hサービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

- 2 当社は、当社が指定するF T T Hサービス取扱所において、F T T Hサービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

(F T T H接続回線の終端)

第6条 当社は、インターネット契約者が指定した場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内の利用契約者が指定した建物又は工作物において、当社又は特定協定事業者の線路から原則として最短距離の地点をF T T H接続回線の終端とします。

2 前項の地点は、そのF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内に居住する利用契約者との協議により当社が定めます。

(F T T H接続回線の利用の一時中断)

第7条 当社は、インターネット契約者から請求があったときは、F T T H接続回線の利用の一時中断（そのF T T H接続回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(F T T H接続回線の収容)

第8条 F T T H接続回線（当社が設置するものに限り、以下この条において同じとします。）は、そのF T T H接続回線の終端のある場所に基づき当社が指定するF T T Hサービス取扱所に収容します。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、F T T H接続回線を収容するF T T Hサービス取扱所を変更することがあります。

(F T T Hサービスの技術資料の閲覧)

第9条 当社は、当社が指定するF T T Hサービス取扱所において、F T T Hサービスを利用するうえで参考となる別記14に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第3章 インターネット契約

(インターネットサービスの品目)

第10条 インターネットサービスの品目は、料金表に定めます。

(契約の単位)

第11条 当社は、1のユーザコードごとに1のインターネット契約を締結します。この場合において、インターネット契約者は、1のインターネット契約につき1人に限ります。

(インターネット契約申込の方法)

第12条 インターネット契約の申込みをするときは、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知していただきます。

(インターネット契約申込の承諾)

第13条 当社は、インターネット契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、そのインターネット契約の申込みを承諾しないことがあります。

- 1) 申込みのあったインターネットサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- 2) インターネット契約の申込みをした者がF T T Hサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- 3) インターネット契約の申込みをした者がその申込みに係るF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内に居住していないとき。
- 4) インターネット契約の申込みをした者が、第20条（F T T Hサービスの利用停止）の規定によりF T T Hサービスの利用停止をされている、当社が提供する電気通信サービス契約において料金等の滞納があった場合、又は契約の解除を受けたことがあるとき。
- 5) インターネット契約の申込みをした者がその申込みにあたり提出した契約申込書に虚偽の内容又は不備があるとき。
- 6) そのF T T H接続回線と特定協定事業者のF T T H網との相互接続に関し、そのF T T H接続回線に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が特定事業者と特定協定事業者との相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- 7) F T T H接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、F T T H接続回線又は端末設備その他の電気通信設備を設置するために必要な場所の提供が受けられないとき。
- 8) 第38条（契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- 9) 申込みのあったインターネットサービスに係るF T T H接続回線の終端の設置場所が集合住宅（当社が別に定める基準に該当するものを除きます。）であるとき。
- 10) インターネット契約の申込みをした者が、第45条（反社会的勢力の排除）第1項に定める者であるとき
- 11) その他F T T Hサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(インターネット契約に基づく権利の譲渡禁止)

第14条 インターネット契約者がインターネット契約に基づいてインターネットサービス

の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(インターネット契約者が行う契約の解除)

第 15 条 インターネット契約者は、インターネット契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知していただきます。

(破産等によるインターネット契約の解除)

第 16 条 当社は、インターネット契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのインターネット契約を解除します。

(当社が行うインターネット契約の解除)

第 17 条 当社は、第 21 条 (F T T H サービスの利用停止) の規定によりインターネットサービスの利用停止をされたインターネット契約者がなおその事実を解消しない場合は、そのインターネット契約を解除することがあります。

2 当社は、インターネット契約者が第 21 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、インターネットサービスの利用停止をしないでそのインターネット契約を解除することがあります。

3 当社は、F T T H 接続回線の終端のある構内 (これに準ずる区域内を含みます。) 又は建物内において、F T T H 接続回線又は端末設備その他の電気通信設備を設置するために必要な場所の提供が受けられなくなった場合には、そのインターネット契約を解除することがあります。

4 当社は、当社並びにインターネット契約者の責めによらない理由により、F T T H 接続回線の撤去を行わなければならない場合であって、回線収容替え (その F T T H 接続回線に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。) を行うことができないときには、そのインターネット契約を解除することがあります。

5 当社は、前 4 項の規定により、そのインターネット契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことをインターネット契約者に通知します。

(その他の提供条件)

第 18 条 インターネット契約に係るその他の提供条件については、別記 2 及び別記 3 に定めるところによります。

第4章 付加サービス等

(付加サービス等の提供)

- 第19条** 当社は、契約者から請求があったときは、付加サービス等を提供します。
- 付加サービス等は料金表または、当社のホームページの記載に定める通りとします。
 - 当社は、付加サービス等の契約の申込、承諾及び提供条件等について、インターネットサービスの各条項に準拠して取り扱うものとします。ただし、個別のサービス等において、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第5章 利用の中止等

(F T T Hサービスの利用中止)

- 第20条** 当社は、次の場合には、F T T Hサービスの利用を中止することがあります。
- 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - 第23条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
 - ユーザID又はパスワードの漏洩が想定される事態を発見したとき。
 - 相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりF T T Hサービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 本サービスの利用を開始した契約者が第45条に該当する反社会的勢力であることを当社が認知した場合は、第21条（F T T Hサービスの利用停止）の手続きを経ずに、本サービスの利用を中止し、本契約を解除します。この場合、第17条（当社が行うインターネット契約の解除）第5項に定める通知は、利用中止後に送付するものとします。

(F T T Hサービスの利用停止)

- 第21条** 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内で当社が定める期間そのF T T Hサービスの利用を停止することがあります。
- 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (注)・債務については、そのF T T Hサービスに係る料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなったF T T Hサービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務で、当社の規約等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービス等に係る料金。
- 電気通信サービス等に係る料金については、当社がF T T Hサービスに係る料金と料金月単位で一括して請求するもの。

・当社が定める期間については、その料金その他の債務が支払われるまでの間とします。

- 2) 第 38 条（契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - 3) 当社の承諾を得ずに、F T T H 接続回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - 4) F T T H 接続回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を F T T H 接続回線から取り外さなかったとき。
 - 5) 前各号のほか、本規約及び料金表の規定に反する行為であって、F T T H サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により F T T H サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。
- ただし、第 1 項第 2 号又は第 2 項の規定により F T T H サービスの利用停止をする場合は、この限りではありません。
- 3 本条に基づく F T T H サービスの提供の停止があっても、F T T H サービスの料金（基本使用料、契約事務手数料、工事費及びその他 F T T H サービスの利用に係る料金等）を免除するものではありません。

（F T T H サービスの接続休止）

第 22 条 当社は、特定事業者が特定協定事業者と締結している相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は特定協定事業者における電気通信事業の休止により、契約者が F T T H サービスを全く利用することができなくなったときは、F T T H サービスの接続休止（F T T H サービスを利用して行う通信を休止することをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、その F T T H サービスについて、契約者から解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により F T T H サービスの接続休止をするときは、あらかじめ、そのことを契約者にお知らせします。
- 3 第 1 項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して 1 年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その F T T H サービスに係る契約は解除されたものとして取り扱います。この場合には、当社はそのことを契約者にお知らせします。

(通信利用の制限等)

第23条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されているF T T H接続回線であって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関、預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 当社は、契約者がF T T H接続回線を使用して、当社の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の利用者に対する当社のF T T Hサービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、そのF T T H接続回線に係る通信の帯域を制限することがあります。
- 4 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいい

ます。)において指定された接続先との通信を制限することがあります。

第6章 料金等

(料金等及び工事等に関する費用)

第24条 F T T Hサービスの品目及び料金等（初期費用（回線工事費及び登録料）、月額料金、事務手数料）、付加サービス等及びその他F T T Hサービスの利用に係る費用等は、料金表に定めます。

(定額料の支払義務)

第25条 契約者は、その利用契約に基づいて当社がF T T Hサービスの提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの料金表に定める期間について定額料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止等によりF T T Hサービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- 1) 利用停止があったときは、基本契約者又は利用契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- 2) 利用の一時中断を行ったときは、利用契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- 3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除いて、F T T Hサービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1. 契約者の責めによらない理由により、F T T Hサービスを全く利用できない状態（F T T Hサービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
2 当社の故意又は重大な過失により、そのF T T Hサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料

<p>3 相互接続点の所在場所の変更に伴って、F T T Hサービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合により、F T T Hサービスを利用しなかった場合であって、F T T Hサービスに係る電気通信設備等を保留したときを除きます。）</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料</p>
<p>4 F T T Hサービスの接続休止をしたとき。</p>	<p>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料</p>

（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）

第 26 条 契約者は、F T T Hサービスに係る契約の手続き若しくは工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、手続きに関する料金（以下、「登録料」といいます。）又は工事費（以下、「回線工事費」といいます。）の支払いを要します。この場合において、支払いを要する登録料又は回線工事費の額は、登録料又は回線工事費の額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、工事の着手前にそのF T T Hサービスに係る契約の解除又はその回線工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその手続きに関する登録料又は回線工事費が支払われているときは、当社はその登録料又は回線工事費を返還します。

2 契約者は、回線工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した回線工事の部分について、その回線工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額はその費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（料金の計算方法等）

第 27 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

（割増金）

第 28 条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第 29 条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(特定事業者に係る債権の譲受等)

第 30 条 特定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結している契約者は、その約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた特定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、利用契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は譲り受けた債権を当社が提供する F T T Hサービスの料金とみなして取り扱います。

(債権譲渡)

第 31 条 当社は、契約者に一定の期間、利用料金の不払い等の事情がある場合、契約者に対して有する利用料金その他の債権を、法務省の認可を得た債権管理回収業者に譲渡することができるものとします。また契約者は、この債権譲渡を承諾するものとします。

第 7 章 保守

(契約者の維持責任)

第 32 条 契約者は、その F T T H接続回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）に適合するよう維持していただきます。

2 当社が、F T T Hサービスの申込者が指定する場所にローゼットを設置する場合において、回線終端装置とローゼットの中の電気通信回線については、契約者に設置していただきます。

(契約者の切分責任)

第 33 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が基本契約又は利用契約の申込者が指定する場所にローゼットを設置する場合においては、回線終端装置とローゼットの中の電気通信回線を含みます。）が F T T H接続回線に接続されている場合であって、F T T Hサービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備

又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、基本契約者又は利用契約者から要請があったときは、当社は、F T T Hサービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、基本契約者又は利用契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備については、本条の規定は適用がないものとします。

(修理又は復旧の順位)

第 34 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合にその全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 23 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 13 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第 1 順位となるものを除きます。）

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第35条 当社は、F T T Hサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由（当社が当社の提供区間と特定協定事業者が提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その特定協定事業者の責めに帰すべき理由を含みます。）によりその提供を行わなかったときは、そのF T T Hサービスが全く利用できない状態（インターネット契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が当該協定事業者の約款等に定めるところにより損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 第1項の場合において、当社はF T T Hサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後、その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該F T T Hサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

1) 料金表に定める定額利用料

3 前2項の規定にかかわらず、当社はF T T Hサービスを提供しなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局より外国側又は固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備における障害であるときは、F T T Hサービスを提供しなかったことにより生じた損害を賠償しません。

4 当社は、F T T Hサービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第36条 当社は、F T T Hサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあって、利用契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、本規約等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更を要することとなる場合であっても、その改造又は変更に要する費用については負担しません。

第9章 雑則

(承諾の限界)

第37条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者にお知らせします。

ただし、本規約及び料金表において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(契約者の義務)

第38条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- 1) 当社がF T T Hサービスに係る契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - 2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が利用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - 3) 当社が本サービスの契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - 4) 同一のユーザIDにより同時に2以上の通信を行わないこと。
 - 5) ユーザID又はパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことをすみやかに契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に届け出ること。
 - 6) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、F T T Hサービスを利用しないこと。
- 2 当社は、契約者の行為が別記4に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第6号の義務に違反したものとみなします。
- 3 利用契約者は、前2項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(特定事業者からの通知)

第39条 契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、特定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(契約者情報の取扱い)

第 40 条 当社は契約者情報を別途オンライン上に掲示する「個人情報保護方針 (<http://broadband.rakuten.co.jp/privacy.html>)」に基づき、適切に取り扱うものとし
ます。

- 2 当社は契約者情報を、前項で定めた利用目的の範囲内で取り扱います。
- 3 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲内で契約者情報の取扱いを委託先に委託
することができるものとします。
- 4 当社は前項の場合を除き、契約者情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得るこ
と（オンライン画面上、書面上にそれらを明示し、契約者が提供の拒否を選択できる機
会を設けることを含む）を行わない限り、第三者に個人情報を開示、提供しないもの
とします。

ただし、以下の場合、当社判断により各号に必要な範囲内で個人情報を開示・提供す
ることがあり、契約者はこれを了承するものとします。

- (1) 刑事訴訟法第 218 条その他、同法の定めに基づく強制処分が行なわれた場合
 - (2) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
（プロバイダー責任制限法）の第 4 条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請
求の要件を満たす請求があった場合
 - (3) 生命、身体又は財産の保護のために必要があると当社が判断した場合
- 5 前項にかかわらず、契約者の電気通信サービスの利用に係わる債権・債務の特定、支
払い及び回収に必要と認めた場合には、当該業務に必要な範囲内でクレジットカード会
社等の金融機関、債権管理回収業者又は提携先等に個人情報を開示、提供することがあ
ります。

(法令に関する規定)

第 41 条 F T T Hサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、
その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記 6 から 9 までに定めるところによります。

(管轄裁判所)

第 42 条 本規約およびこれに関連する取引により生ずる権利義務に関する訴訟は、東京
地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

(閲覧)

第 43 条 本規約及び料金表において、別に定めることとしている事項については、当社は、
閲覧に供します。

(会社名等の取扱い)

第 44 条 当社は、契約者の名称等（広く一般に公表されている情報に限ります。）および当社との契約の有無を、当社および楽天株式会社ならびに、その会社法で定める子会社、会社計算規則に定める関連会社（総称して以下、「当社等」といいます。）と以下の目的のために情報を共有し、取扱うものとします。

- (1) 当該契約と密接する当社等の提供するサービスの情報およびキャンペーン、イベント等の情報発信または販売促進活動のため
- (2) 当社等のサービスに関するアンケート等を行い、その内容を調査することにより当社等のサービスの品質向上や新規サービスの開発等を行うため
- (3) 当社等のサービスに関する分析を行い、そのデータを活用するため

(反社会的勢力の排除)

第 45 条 契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、契約者に生じたいかなる損害の賠償も行わないものとします。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
- (2) 経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 役員もしくは経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

別記

1 F T T Hサービスの提供区間

当社の F T T Hサービスは、下表の区間において提供します。

区分	提供区間
インターネットサービス	1) F T T H接続回線（特定事業者が設置するものに限る）

	<p>ます。以下この表において同じとします。)の終端相互間(1の端末回線の終端に終始する場合があります。)</p> <p>2) 相互接続点(特定事業者と特定協定事業者との接続点をいいます。以下同じとします)相互間(1の相互接続点に終始する場合があります。)</p> <p>3) FTTH接続回線、相互接続点とNSPIXP(WIDEプロジェクトによる商用インターネットの相互接続に関する研究のために設置された電気通信設備をいいます。以下同じとします。)との接続点又は特定事業者と外国の電気通信事業者との間に設置される電気通信回線の間点(以下「分界点」といいます。)との間</p> <p>4) FTTH接続回線と相互接続点との間</p> <p>5) 相互接続点とアクセスポイントとの間</p>
--	--

2 契約者の地位の承継

- 1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行うFTTHサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2) 1)の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3) 当社は、2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

- 1) 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、すみやかに契約事務を行うFTTHサービス取扱所に届け出ていただきます。ただし、その変更があったにも係わらずFTTHサービス取扱所に届出がないときは、第17条(当社が行うインターネット契約の解除)及び第21条(FTTHサービスの利用停止)その他本規約又は料金表に規定する通知については、当社が届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- 2) 当社は、1)の届出があった時は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 契約者の禁止行為

契約者は、F T T Hサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- 1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- 2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- 3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- 4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- 5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- 6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- 7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- 8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- 9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- 10) F T T Hサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- 11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- 12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- 13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- 14) その他法令に違反する行為
- 15) 1)から14)までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

5 契約者からのF T T H接続回線の設置場所の提供等

- 1) F T T H接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社がF T T H接続回線を設置するために必要な場所は、そのインターネット利用契約者から提供していただきます。
- 2) 当社がF T T Hサービスに係る契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- 3) 契約者は、F T T H接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただ

きます。

6 自営端末設備の接続

- 1) 契約者は、その契約者に係る F T T H 接続回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その F T T H 接続回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第 7 号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第 68 条第 1 項に規定する登録認定機関又は事業法第 72 条の 3 第 2 項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末設備の機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- 2) 当社は、1) の請求があったときは、次の場合を除いてその請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 31 条で定める場合に該当するとき。
- 3) 当社は、2) の請求の承諾にあたっては、次の場合を除いてその接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第 7 号又は第 14 号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。
- 4) 3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5) 契約者は、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担任者資格証の交付を受けている者（以下「工事担任者」といいます。）に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
- 6) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、1) から 5) までの規定に準じて取り扱います。
- 7) 契約者は、その契約者に係る F T T H 接続回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- 1) 当社は、F T T H 接続回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、基本契約者又は利用契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうか

の検査を受けることを求めることがあります。この場合において、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2) 1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 3) 1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備をF T T H接続回線から取りはずしていただきます。

8 自営電気通信設備の接続

- 1) 契約者は、その契約者に係るF T T H接続回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのF T T H接続回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。
- 2) 当社は、1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第 70 条第 1 項第 2 号の規定による総務大臣の認定を受けたとき。
- 3) 当社は、2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- 4) 3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5) 契約者は、工事担任者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、工事担任者規則第 3 条で定める場合はこの限りではありません。
- 6) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、1)から 5)までの規定に準じて取り扱います。
- 7) 契約者は、そのインターネット契約に係るF T T H接続回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

F T T H接続回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、7（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

11 特定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、利用契約の申込みをする者又は利用契約者から要請があったときは、F T T H サービスと一体的に利用する特定事業者の電気通信サービスの利用に係る特定協定事業者に対する申込み、請求、届出その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

12 端末設備の提供

- 1) 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、端末設備（料金表に定めるV D S L装置等若しくは装置等及びホームゲートウェイ機器をいいます。以下同じとします。）を提供します。
- 2) インターネット契約者は、前項の請求をし、その端末設備の提供を受けたときは、当社が料金表で定めるところにより、端末設備に係る料金及び工事に関する費用を支払っていただきます。

13 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 2) 1) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

14 F T T Hサービスに係る技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- 1) 物理的条件
- 2) 電氣的条件
- 3) 論理的条件

附 則

（実施時期）

本規約は 2013 年 3 月 4 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 本改正規定は 2014 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 本改正規定実施日より前から継続して提供しているものであって、2014 年 4 月 30 日までの間に料金月の末日が到来する電気通信サービスの料金については、なお従前のおりとしします。

3 本改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

4 本改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 本改正規定は 2018 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の前に、本規約に定めるサービスの締結をした者については、第 44 条（会社名等の取扱い）については、適用しないものとしします。

附 則

(実施期日)

1 本改正規定は 2018 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 本改正規定は、2019 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 本改正規定実施の日より、本規約は、楽天コミュニケーションズ株式会社から事業承継を受けた楽天モバイル株式会社が提供するものとしします。

附 則

(実施時期)

1 本改正規定は 2022 年 11 月 28 日から実施します。

